

東洋時事新報

発行所：
(株)東洋時事
ジャーナル
東京都渋谷区
道玄坂 2-15-1
電話番号
03-3453-5880

熱海土石流事件「真相究明」!

妥協は世の中を変えられない! 真実が明らかになっても悔しいが世の中は汚いまま!
「死んだ者だけが犠牲者ではない。残された遺族の不幸はどう償うのか?」

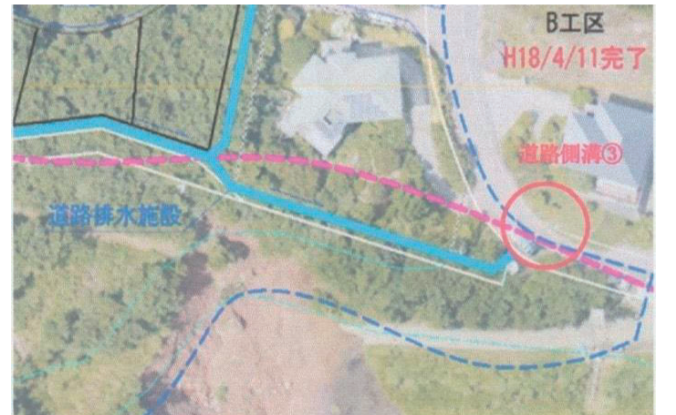
「100 条委員会を精査すると、
「県と市、前所有者・現所有者・工事関係者」の責任逃ればかりが目立ち、「犠牲者の置き去り」に怒りを感じるのは本紙だけか。
「違法な盛土が災害の原因」
(静岡県の見解)、「太陽光発電施設が土石流の直接原因ではない」(静岡県&林野庁)と
早々に発表(事故後9日の「日経」)。更に「太陽光施設の場所が二次災害を発生させる危険性は低い」との判断も下している。然し、やがて命日(一年)を迎えようとして、「新たな土石流メカニズムと第二の盛土」の危険性が発見された。
違法残土の投棄と太陽光の設置業者が同一であれば熱海伊豆山で起った事は、他の国内山間部にも、繰り返される心配が危惧される。太陽光建設の為、森林が切り開かれ、森林が担っていた「保水機能」が低下、土砂災害が起る。「脱酸素化」を進めるはずの再エネ設備が自然を破壊し、人々の生活まで脅かしては「本末転倒」と言わざるを得ない。

本紙は、「源頭部の道路拡張と土砂違法投棄と宅地造成地からの表面水の流れ」「第二盛土

の崩落危険性」「100 条委員会の欺瞞」を追及した。



「源頭部の道路拡張による土砂違法投棄 & 宅地造成地からの表面水の流れ」



道路側溝③の接続については下記の記載がある。 H23年12月23日

上部宅地造成地からの表面水による影響は、当時の雨量から、側溝の設計降雨強度の 104mm/hr を遙かに下回る事から設計に問題なく、施行に瑕疵が無ければ表面水は総て、道路側溝を経由して下流の鳴沢川に流下する。然し、此処に大きな問題が発生していた。側溝から「市道を横断している溝が大量の雨水に対応できず」「源頭部に向って、あふれ出したのでは」との説が有る。

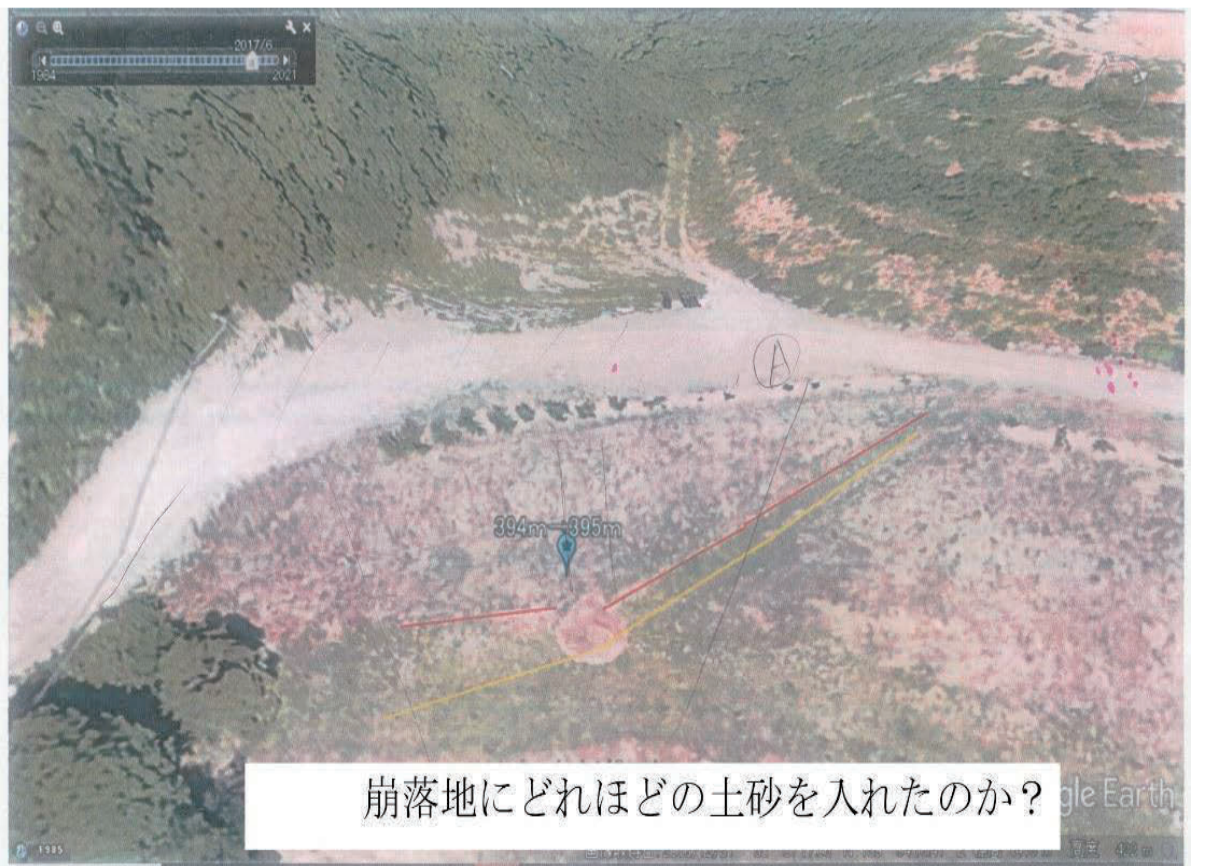
溝(勾配可変側溝)となっており、通水量も多い。又側溝の屈曲部となっており「樹の設置」が無いことから移管作業が進んでおらず管理が行われていなかった可能性が高い。屈曲部に木々や土砂が詰まり通水面の確保が出来て居なかった為、行き場の失った大量の水が、源頭部に流れ込み、土石流を誘発した可能性がある。(被害者の会・清水氏) 上部宅地造成地の「所有権及び開発許可継承者」は、現所有者・麦島善光氏となっている。



この横断側溝は開発記録簿に記載がない。
このことから④宅地造成の流末排水の一部を熱海市が改修している。

道路拡張と道路位置の変更

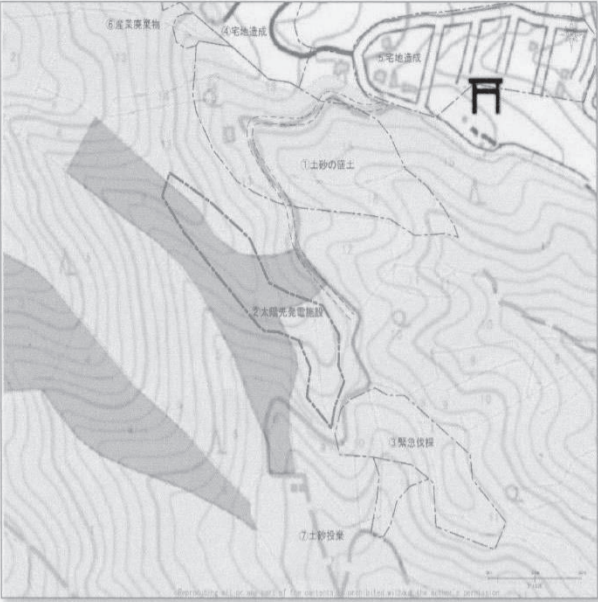
崩落地にどれほどの土砂を入れたのか? 100 条委員会の証人喚問では、麦島側の工事請負人が「20トンのガレキ・コンクリートガラ等を不法投棄した」とを証言している。然し、其れを覆い隠す為、源頭部に相当量の土砂不法投棄がなされた。検証を待たねばならないが数千立米を捨てている事は地形図から判断できる。特に重要



崩落地にどれほどの土砂を入れたのか?

「第二の盛土の崩落危険性」！ 行政（県・熱海市）は同じ過ちを看過してはならない！

太陽光発電設備が保安林の上にある証拠



(図44)

盛土とは、低い地盤や傾斜地に山から削り取った土砂を盛り上げて、平坦な地表を作る事だが、山に手をかける事は、地盤を大きく歪ませるにも拘らず、開発目的の為に、盛土を含め土地開発が行われ、土砂災害のリスクを引き上げている。大雨によって、地面が大量の水を吸うと、「本来の地盤と盛土の間」にズレが生じ、土石流災害を引き起す。

第二の盛土に隣接する、太陽光施設が保安林にかかっているのでは？掛かっているならば、「現況回復が必要」になる。土石流災害直後、太陽光施設が「保安林」ではないかとの噂が広まり、其の日の夜、静岡県森林共有システムが何故か「閲覧不能」になった。」(図44)

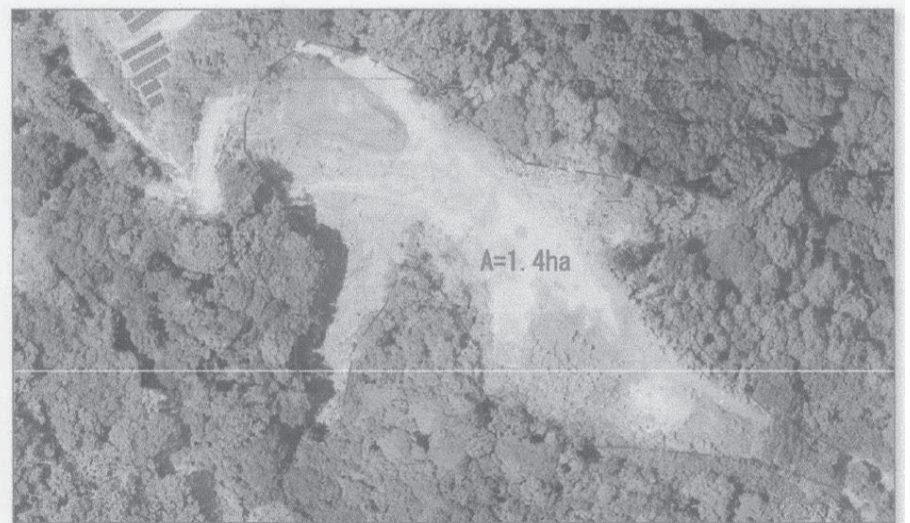
宅地造成等規制法&太陽光発電施設の現在の状況

①行政手続については現在、「許可されている宅地造成等規制法が完了していない」計画地に隣接する「土石流発生地点」、その北東部の宅地造成で施行不良、無許可造成等で苦慮したにも拘らず、市は当該地の申請を許可している。既に当該地でも「違法伐採」から始まっている事から、本来なら原状回復問うべきところ、類末書だけで済ませ、直後に、「宅地造成規制法、設置事業計画書」を受理している。

②造成計画について、申請時から「適切な審査」が行われていたとは言えない。宅地造成規制法は、「崖面と排水施設」の審査が必要だが、公開された資料では、その両方に不具合が確

認される。申請面積を大きく上回る面積（約1.4ha）が造成されており、「森林法違反」状態。静岡県森林保全課は、「1haを超えていないとの認識なのか？現段階では正処置は行われていない。林地開発許可の基準に照らし、早急に「是正勧告」の必要がある。

具体的には、「流水排水能力の確保、防災調整池の設置等」が必要。盛土法面も大型土嚢による保護であり、基準に違反している。仮設目的で使用されるものであり数年で劣化する。既に、土嚢の風化が進み、不安定な状態。現在「太陽光パネル」は、この不安定な盛土の上に設置された状態で稼働している。



緊急伐採の範囲



宅地造成等規制法に違反していると思われる写真



造成工事中の写真



重機が乗り捨てられています。まあこの時は工事が翌日以降も続くものだと思っていました

③下流への洪水・土砂流出の危険性について、「1haを大きく上回る面積の抜根・伐採、土地形質変更が行われており、現在も其の状態が続いている。」

現在、立入禁止区域以外の「下流住宅地」への洪水・土石流の危険性の増大は継続中となっている。

緊急伐採について、現所有者関係者は「土砂崩れがあり、緊急伐採を申請

した」と証言しているが、指定場所は地形から見て「土砂崩れ」を起こすような場所ではない。違法伐採後に「虚偽の申請」により、定義付けしたに過ぎないようだ。行政も当該グラント造成については、口が重たい。現在グラント造成地の地形は、幅30mから60m、どれだけの土砂類を押し込んだのか？元々、上場の谷は30m以上、尾根を介して下場の谷は30m以上埋め込んである。建物に例えれば、3階建ビルに相当する残土の量が盛土された事になる。

緊急伐採とグラント

ソーラー設置場所をグラントと称して違法開発、勝手に抜根伐採している。更に、それらの抜採木及び掘削土を谷に不法投棄した件について熱海市は「中止指導」していない。

現在、グラントと称している部分は全体幅30m位、瓢箪地形で100から200mの長さの下り勾配。海を見て、左側は、崩落地に繋がる沢であり、どの傾斜が沢まで続いている。右側は5度以上の急斜面で、現所有者はこの沢に土砂を不法投棄、此処が「第二の土砂崩落地」である。

第二の土石流は、絶対に出してはならない。教訓を生かされるかは、行政に委ねられている。

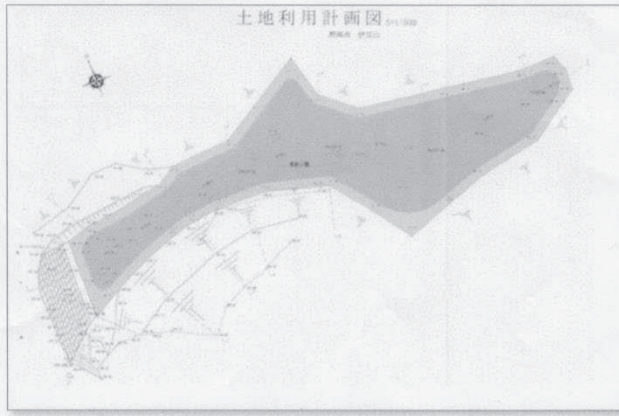
緊急伐採?! 土砂崩れ?? 虚偽の申請?

13-3 グラウンド整備

グラウンド整備となると、都市計画法上、第2種特定工作物と判断される可能性が出てくる。3000㎡以上ある事は間違いないので、都市計画法上の開発許可及び、森林法上の林地開発許可が必要案件となるが現在、指導等は行われていない。

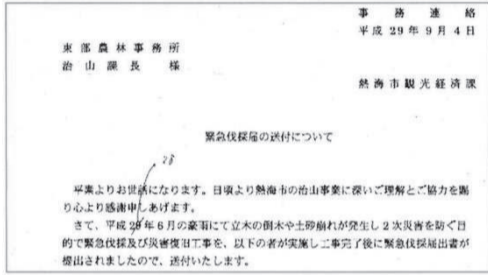
現在[]の意向を受け自社で電機を搬入して成形等を行っている。400mトラックを備えたグラウンド計画があるが[]から聞いているがとて実現しようがない。この場所の最大の懸念材料は連初川の流下能力不足である。管理者熱土とも再三協議するよう指導しているが、今後も指導が必要。平成28年度よりこの区域上部で太陽光発電設備設置をしているが、林地開発にかからない規模で複数箇所設置する考えもあるようなので注意が必要。この土地一帯に配水管が埋設されているが、土地利用の契約がされていない(不法占拠といわれても可成り状態である)ため、以前の[]とは撤去云々でもめた。[]と契約交渉をするよう水道復元課には伝えたが動く気配がなかったところ。平成29年9月に水道管を破壊する事故が起これ、下部に土砂が流出。これを機に[]と交渉するよう改めて伝えた。平成30年3月に水道復元課が[]と面談、使用貸借契約締結の運びとなった。

【G002】【C180205】



13-2 いつ豪雨による土砂崩れがあったのか

緊急伐採を行った理由は、平成26年6月豪雨による土砂崩れが発生2次災害の防止で行われたとある。日付が加筆されている。ここは確認作業が必要と考える。



【C005】

【C180205】施工者M社が市風致地区条例に基づく風致地区内行為に関する報告書の提出。(2016年緊急伐採に対する報告が遅れて提出されたもの) 2016年6月は太陽光発電施設の測量において、違法伐採を行った経緯があり、その時点で当該区域の伐採は行われていた可能性を資料不足により払拭できない。



麦島善光氏

百条委員会への要望

要望

被災者・市民が納得できる報告
原因究明半ばでの閉会回避、必要と思われる参考人招致、証人喚問の履行。

下記は、百条委員会に関係なく今後確認作業を進めるべき内容。

- ・源頭部上部の盛り土の取り扱い
- ・第二の盛り土、他残された盛土に関する取り扱いについて

④⑤宅地造成の取り扱いについて、熱海市との協議

排水施設の設計、部分完了の手続きについて問題がある事を確認。

- ・平成18年移管直後に複数案件が許可となった経緯
- ・移管の取り扱いが変更となった経緯
- ・④宅地造成、⑤宅地造成、排水流末の確認
- ・⑤宅地造成の完了検査書類
- ・源頭部上部の都市計画法に基づく開発行為の取り扱いについて

太陽光発電施設

- ・宅地造成工事規制法未完了の件
- ・是正計画に伴い、森林法に基づく林地開発許可が必要となる件
- ・申請受理に際し技術審査が適切に行われていない件

緊急伐採

- ・太陽光発電施設と合わせて一体開発として扱われることに関する当時の判断
- ・上記に対する、今後の許認可の扱い

静岡県原因究明委員会との関係性

- ・静岡県原因究明委員会が宅地造成を前提条件として与されていない可能性について
- ・静岡県原因究明委員会の結論を見て百条委員会として考慮すべき項目

静岡県盛土条例の取り扱いの確認

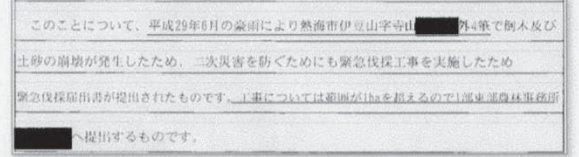
- ・再生土として産業廃棄物を定義している、産業廃棄物の取り扱いが各都道府県により異なる為細かなルールを確認する必要がある。

緊急伐採

13-1 緊急伐採

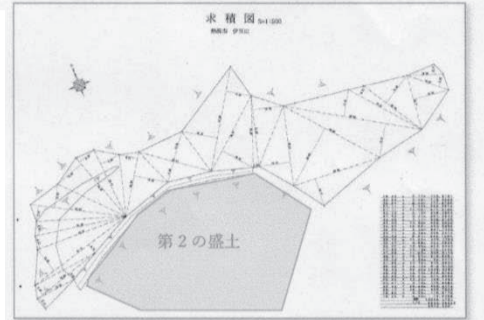
森林法(第10条の8)に規定がある。緊急伐採届

伐採は平成28年6月21日とあるが、届け出は翌年行われ決済日は平成29年9月4日となっている。事務連絡の中で工事範囲が1.0haを超えるとの記載がある。



【C170904】

緊急伐採届に添付されている求積図では0.65haとなっている。



(図54)

そこで急きょ小山を崩し、その土砂を利用して既設道路側に面する沢を安定勾配で埋め立て、既設道路の崩落を防ぎ、全体を安全な状態にすることを目的に復旧工事を行いました。

今後は、熱海市とも相談し指導を仰ぎ、より安全を期すため植生等を施工していきたいと思っております。尚、土地所有者は、安全確保後、熱海市民をはじめ一般の方々に『憩いの場』として開放したいと考えているようです。

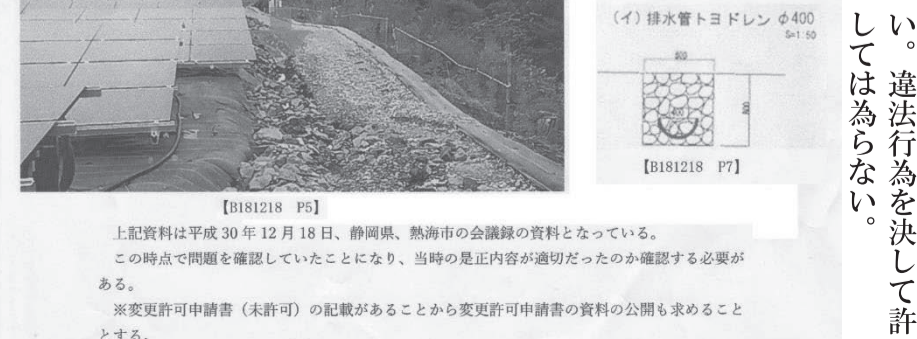
「被害者の会」
テクニカルでレクチャー
清水 浩氏
提供

熱海市伊豆山「盛土崩落事故」、もう一つの陰！

土石流発生メカニズムが解明されない時期に、「太陽光発電施設原因説」が早々に打ち消され(静岡県・林野庁発表)、「盛土崩落」一本に絞られた事に意図的なものを感じる。原因の多くが解明される事が「行政・現所有者」として不都合な何かがあるに隠されているのか？

緊急伐採も含めた、「太陽光発電施設と下部の第二の盛土」の違法開発行為。麦島善光と行政(熱海市・県)の間に何らかの密約があったのか？

「百条委員会の参考人・証人尋問の証言、関係者取材を通じ、前・現所有者、工事業者らの発言に、順法精神など皆無である



法肩部分のクラック

発災直後の空撮画像で太陽光発電施設、法肩部にクラックがあり更に大規模な土砂崩れが発生するのではないかと話題になった。排水設置箇所に砕石を投入している。これにより、砕石設置箇所から雨水が侵入し盛土の施工不良と合わせて法肩部にクラックが発生したと考えられる。大規模な崩落につながる可能性は低い、実態として太陽光発電施設敷地には雨水排水施設が皆無に近い状態となっているは正措置が必要な状態。

【B181218 P5】

上記資料は平成30年12月18日、静岡県、熱海市の会議録の資料となっている。この時点で問題を認識していたことになり、当時の正内容が適切だったのか確認する必要がある。 ※変更許可申請書(未許可)の記載があることから変更許可申請書の資料の公開も求めることとする。

事を知った。彼らの思考は「如何に、法の網目を潜り抜けるか！」に苦心している。現時点で、「違法盛土」の存在が土石流発生最大の原因となっていることは確実。然し、隣接する尾根上の「太陽光発電施設と周辺の違法開発・違法盛土」がもう一つの要因である事も、多くの専門家達の意見で明らかだ。

山頂部に架設される「太陽光発電施設」が土石流を引き起すと懸念される理由。経済産業省(電力安全課)によると、省令が施行された事により、事業者に対する「報告徴収」を求めたり、「立入検査」を行ったりすることが可能になり、監視の眼が届きやすくなると考えられている。

ソーラ付近の地盤崩壊に対する国の取組

然し、一方では、「地球温暖化対策推進法」では、太陽光・風力など、再生可能エネルギーを活用した促進区域の設定を「努力義務」として、自治体に課しているのだ。促進区域で、事業を行う事を認められた事業者は、森林法・農地法・河川法などの関係手続きを「ワンストップ」で行えるよう自治体がバックアップする仕組みがある。自治体が「促進区域」と決めれば、自由に開発する事が出来る。なんとも、矛盾に満ちた法律を国は作つたものだ。「縦割り行政・官僚国家」日本の「歪と限界」が此処にある。然し、メデアはめげずに監視を続けねばならない。違法行為を決して許しては為らない。

伊豆山土石流災害に関する 調査特別委員会 (地方自治法第百条)

「地方自治体に、疑惑や不正事件があった場合に設けられる。
調査内容は、政治資金規正法の調査、議案調査、事務調査等
で、地方議会の議決により設置される」

「原因究明と責任の所在」の追及。然し、「真相解明の場」で展開されたのは、醜い大人たちの、期待はずれの「責任転嫁」！
2022年5月11、12日、前・現土地所有者など工事関係者を含む重要人物たちの「証人尋問」が行われた。夫々が保身も含め、矛盾だらけの証言に呆れるばかりだ。
現土地所有者は「盛土の存在を知らなかった。現場には一度も立ち入っていない。事故が発生して初めて現地に行った」と証言。源頭部の盛土を含む約1万坪は2012年2月、現所有者に所有権が移転されている。
前土地所有者は「盛土の申請者であるが、造成行為者ではない。土地を貸していただけ」と、造成への関与を否定。崩落の危険性について

も、「あの土地は元々、安定していた。売却後20年間何も無かった事が安定を証明している」と証言。熱海市の元建設部長は、「後任の部長に危険性があると云う事を説明していなかった。」と、引継ぎがなされていないことが明らかになった。
更に、2012年に、業者に安全対策を命じる「措置命令」見送った事について「一定の安定性が確保されたから」と矛盾した証言をしている。

※100条委員会に脅迫状！
トチ狂ったか、現所有者の代理人弁護士に、特別調査委員会宛に、怪文書が送られてきた。然も、送り主は、証人尋問当事者である「現所有者・麦島善光」の弁護士。

「行政対応は失敗！」
静岡県第三者委員会は行政の対応の失敗が悲劇を起こしたと認める報告書を発表した。
県と市の連携不足、縦割り行政の歪が露呈したかたちだ。

令和4年4月18日

伊豆山土石流災害に関する特別調査委員会 御中

〒160-0004
東京都新宿区四谷1-6-1
四谷タワー8階
さくら共同法律事務所
電話 03-6384-1120
FAX 03-6384-1121
麦島善光代理人
弁護士 河合弘
同 平山大樹
同 小林香樹
同 廣田景樹
同 旗原敬雄

上申書

記名

当取組は、麦島善光代理人の代理人として、次のとおり上申します。
伊豆山土石流災害について、これまで貴委員会が開催されており、委員会における審判人質問等の質疑内容について、報道等にて明らかにされております。
質疑内容に鑑み、本件は対象範囲が広範であるうえ、対象期間としても長期にわたり、関係者も多数に及ぶことから、対象となる場所の特定が不明瞭であったり、時期の特定が不十分であったりするため、質問者の前提事実と回答者の前提事実が異なる質疑や、質問事項を取り違えたと思われる回答がなされるなどしているように見受けられます。これでは、経緯や原因究明等の正確な調査に支障を来す結果となります。また、その他の報道等も予断と偏見に基づくものも多く見られます。
つきましては、このようなことを委員の方に申し上げることは忍びませんが、今後の委員会においては、次のとおり前提事実を整理した上で、質問をいただくようお願いいたします(下記の事実については、各質疑証跡から明らかでありますので動かしがたい事実であります)。

- 1 対象地について
 - ・平成23年2月25日の崩落箇所の引渡以降も、前所有者やその関係者が麦島側の了解なく、崩落現場にて作業を行っていること(熱海市開示資料A110712、静岡県開示資料A192)
 - ・平成23年2月25日以降、崩落現場には売棄物が存在しなかったこと(例外的に、平

コラム 成功の経験は変革を阻害する！

「成功の経験は変革を阻害する！」
ヤリ得(違法行為)を繰り返すと罪悪感が希薄になり当り前になる。盛土による「熱海土石流事件」は正しくその典型。今、最大の問題は「第二の盛土」、再び土石流の悲劇を起こしてはならない。行政の素早い対応が望まれる。
百条委員会では、参考人・証人喚問が行われているが、「県と市」前所有者と現所有者「夫々が責任転嫁に明け暮れ、被災者は置き去りだ。」
責任の所在をシンプルに問えば法的には、「所有する土地で問題(事故)が発生すれば、所有者が責任を負わなければならない(被害者と土地所有者の関係)」。更に、売買対象不動産に問題があれば「瑕疵担保責任」の観点から、買主は、契約解除の申立て、損害賠償請求などの法律行為がある。
(前所有者と現所有者の関係)現所有者は2012年1月、「善意をもって」防災工事を行う意向を県に文書で示している。又、売買契約書では、特約事項に関する「覚書」の存在(留保金300万円を防災工事を完了させる)。いずれも遵守される事無く、事故は起きた。
「未完成を原因」とするならば、所有権移転後、2年間完成を放棄した現所有者と完成指導しなかった行政にあるのではないのか。

東洋時事新報 主筆

① 行政手続

太陽光設置に関する行政手続は下記の通り。
着目点は宅地造成等規制法が完了していない。森林法違反に関する是正措置。



2011年2月「新幹線ビルディングから麦島善光」引渡し当時

